

自転車交通安全クイズ

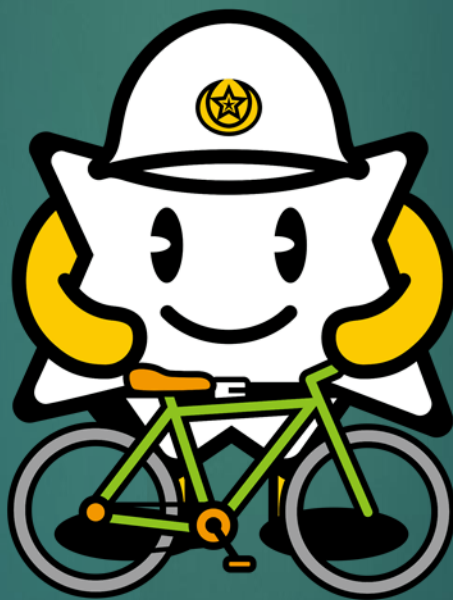
その他編①

自転車の交通ルール等を確認するための○×テストです。

問題

自転車の交通違反でも運転免許の停止処分を受けることがある。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓正解はこちら↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓



正解は○です。

違反が飲酒運転やひき逃げなど特に悪質・危険な交通違反の場合、点数に関係なく運転免許の効力が停止されることがあります。

自転車交通安全クイズ

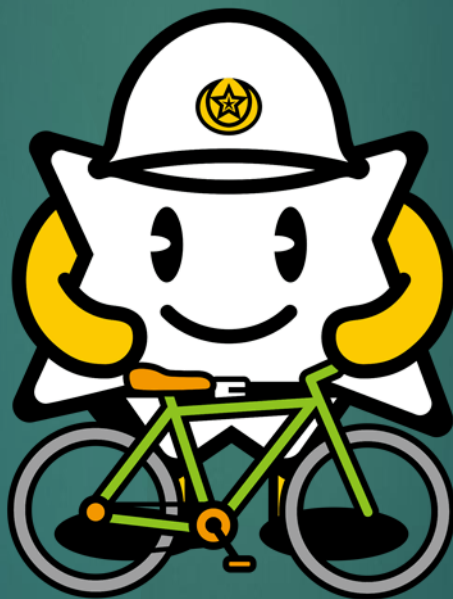
その他編②

自転車の交通ルール等を確認するための○×テストです。

問題

自転車には積載重量等の制限はない

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓正解はこちら↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓



正解は×です。

自転車の積載重量等については

県道路交通法施行細則により定められている。

例：積載物の重量～30キログラム等

ほかにも、積載物の大きさや積載方法等の制限もある。

自転車交通安全クイズ

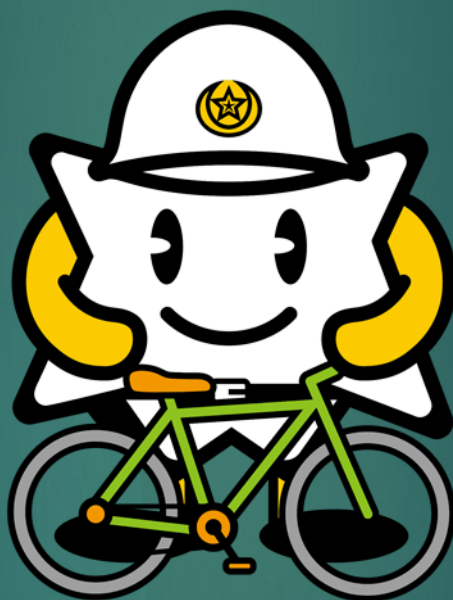
その他編③

自転車の交通ルール等を確認するための○×テストです。

問題

自転車の乗車用ヘルメットは全ての年齢層が着用するように努めなければならない。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓正解はこちら↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓



正解は○です。

自転車交通安全クイズ

その他編④

自転車の交通ルール等を確認するための○×テストです。

問題

自転車は主に「普通自転車」と「普通自転車以外の自転車」に分類される。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓正解はこちら↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓



正解は○です。

「普通自転車以外の自転車」は車道を走行することとなり「普通自転車歩道通行可」の標識があっても歩道を走行することはできません。

自転車交通安全クイズ

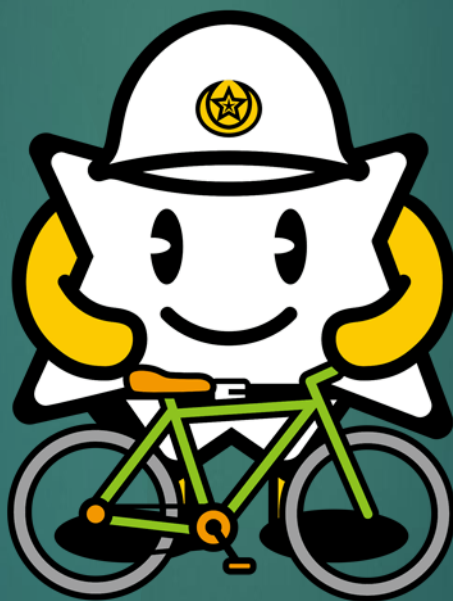
その他編⑤

自転車の交通ルール等を確認するための○×テストです。

問題

令和7年自転車用ヘルメット着用率の全国調査において、広島県は全国平均の着用率21.2%を上回る結果となった。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓正解はこちら↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓



正解は×です。

広島県のヘルメット着用率は11.5%であり、全国平均である21.2%を大きく下回る結果となった

自転車交通安全クイズ

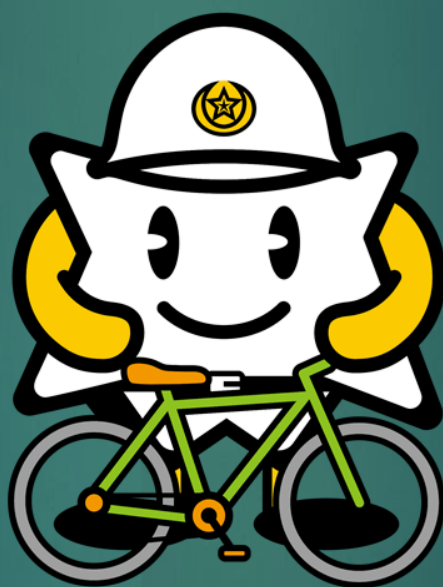
その他編⑥

自転車の交通ルール等を確認するための○×テストです。

問題

3年以内に信号無視等の特定の違反を2回以上繰り返したり交通事故を起こしたりした場合、自転車運転者講習を受講しなければならない。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓正解はこちら↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓



正解は○です。

3年以内に2回以上特定の違反を繰り返したり、交通事故を起こした場合は都道府県公安委員会から自転車運転者講習の受講が命じられます。

※公安委員会から受講を命じられたにも関わらず、3か月以内に受講しないときは、5万円以下の罰金が科されます。